平成２８年（フ）第５２３号
埼玉県越谷市七左町５丁目191番地７
債務者　横川　康雄
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２６３号
埼玉県羽生市大字町屋826番地11
債務者　小川　達慈
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１２２号
新潟県長岡市豊詰町204番地18　レオネクストエーデルハイムⅡ102号室
債務者　**廣**川　克志
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１２４号
新潟県柏崎市春日１丁目２番62号
債務者　佐藤　祐輝
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第２７４号
山梨県甲斐市竜王2832番地10
債務者　天野　照子
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２９２号
山梨県甲府市湯村２丁目４番６号、前住所山梨県南巨摩郡富士川町青柳町473番地３
債務者　天川　治三
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８３号
長野県上田市大屋543番地１　アクール103号
債務者　猪野　克子（旧姓花里）
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第１６９号
長野県塩尻市大門一番町２番２号
債務者　菅沼さやか（旧姓新村）
1　決定年月日時　平成28年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１７６号
長野県松本市大字岡田下岡田1350番地１
債務者　児島　　忍
1　決定年月日時　平成28年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第６１号
岐阜県中津川市駒場1584番地の３
債務者　森　　菜月
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第６６号
三重県名張市つつじが丘北１番町73番地、住民票上の住所三重県伊賀市桐ケ丘５丁目355番地
債務者　村田　深雪
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第８８６号
京都府宇治市槇島町本屋敷40番地の１　グリーンタウン槇島７棟601号
債務者　中園　　諒
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９３４号
京都市右京区太秦森ケ前町３番地１　ベール天神川203号
債務者　細川　寛大
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９７８号
京都市上京区東堀川通中立売下る一町目８番地　梅香荘202、前住所大阪市住吉区長居東１丁目27番６－203号
債務者　八田　麻衣（旧姓川﨑）
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３１３号
兵庫県加古郡播磨町古宮781番地
債務者　中田　稔也
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３４９号
兵庫県高砂市今市２丁目14番３－２号
債務者　平郡　広美（旧姓久保田）
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３９８号
兵庫県姫路市青山北２丁目１番10号
債務者　下道　文隆
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部